

財団法人 大阪体育協会寄付行為

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この法人は、財団法人大阪体育協会という。

(事 務 所)

第 2 条 この法人は、事務所を大阪市浪速区難波中 3 丁目 4 番 3 6 号 大阪府立体育会館内におく。

第 2 章 目的および事業

(目 的)

第 3 条 この法人は、府民の体力の向上とアマチュアスポーツ精神の高揚を図り、もってスポーツの振興に寄与することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 スポーツに関する調査研究、宣伝、啓発および指導
- 2 体育大会、講習会等スポーツに関する行事の実施および援助
- 3 体育指導者の養成
- 4 財団法人日本体育協会等関係諸団体との連絡協調
- 5 国民体育大会等に府を代表する競技者および役員を選定し、派遣すること。
- 6 スポーツ少年団を育成すること。
- 7 スポーツ関係功労者を表彰すること。
- 8 その他前条の目的を達成するため必要な事業

第 3 章 資産および会計

(資産の構成)

第 5 条 この法人の資産は、次のとおりとする。

- 1 この法人設立当初寄付にかかる別紙財産目録記載の財産
- 2 資産から生ずる果実
- 3 事業に伴う収入
- 4 加盟団体負担金

- 5 会費収入
- 6 補助金および寄付金品
- 7 その他の収入

(資産の種別)

第6条 この法人の資産は、これを分けて基本財産および運用財産の2種とする。

- 2 基本財産は、別紙財産目録のうち、基本財産の部に記載する資産および将来基本財産に編入される資産で構成する。
- 3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。
- 4 前2項の財産を決定する場合において、寄付者の指定がある寄付金品については、その指定に従う。

(資産の管理)

第7条 この法人の資産は会長が管理し、基本財産のうち現金は、理事会の議決によって確実な有価証券を購入するか、または定額郵便貯金とし、もしくは確実な信託銀行に信託するか、あるいは定期預金として会長が保管する。

(資産の処分)

第8条 基本財産は、処分し、または担保に供してはならない。ただし、この法人の事業遂行上やむを得ない理由があるときは、理事会の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けてその一部に限り処分し、または担保に供することができる。

(経費の支弁)

第9条 この法人の事業遂行に要する費用は、資産から生ずる果実、加盟団体負担金、会費および事業に伴う収入その他運用財産をもって支弁する。

(事業計画および収支予算)

第10条 この法人の事業計画およびこれに伴う収支予算は、毎会計年度開始前に会長が編成し、理事会の議決を経て、大阪府教育委員会に届け出なければならない。事業計画および収支予算を変更した場合も同様とする。

(事業報告および収支決算)

第11条 この法人の収支決算は、毎会計年度終了後2カ月以内に会長が作成し、財産目録および事業報告書ならびに財産増減事由書とともに監事の意見をつけて、理事会の承認を受け、大阪府教育委員会に報告しなければならない。

- 2 この法人の決算に剰余金があるときは、理事会の議決を経て、その一部もしくは全部を基本財産に編入し、または、翌年度に繰越すものとする。

(収支予算外の義務負担等)

第12条 収支予算で定めるものを除くほか、新たに義務を負担し、または権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経、かつ、大阪府教育委員会の承認を受けなければならない。借入金（その会計年度内の収入をもって償還する一時借入金を除く。）についても同様とする。

(特別会計)

第13条 この法人の事業遂行上必要があるときは、理事会の議決を経て、特別会計を設けることができる。

(会計年度)

第14条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

第4章 加盟団体および会員

(加盟団体および会員)

第15条 この法人は、次に掲げるもので理事会および評議員会が承認したものを加盟団体および会員とする。

- 1 大阪府におけるアマチュアスポーツを各競技別に統轄する団体（競技団体）
- 2 学校体育団体
- 3 市町村におけるアマチュアスポーツを統轄する団体（地域団体）
- 4 職域におけるアマチュアスポーツを統轄する団体（職域団体）
- 5 本協会の目的事業を賛助する法人または個人（会員）

2 加盟団体および会員は別に定めるところにより負担金または会費を納入しなければならない。

(脱退等)

第16条 加盟団体または会員がその都合により脱退しようとするときは、その理由を付して会長に脱退届を提出しなければならない。

2 会長は、加盟団体または会員が第15条に掲げる資格を失ったと認められるとき、またはこの法人の加盟団体または会員として不適当と認められるにいたったときは、理事会および評議員会の承認を経てこれを取消することができる。

第5章 役員・評議員等および職員

(役員の種別)

第17条 この法人に、次の役員をおく。

1 理事 23名以上33名以内（うち会長1名、副会長4名、専務理事1名、常務理事5名以内）

2 監事 3名

（役員を選任）

第18条 理事および監事は、別に定める役員および評議員選出内規に従い評議員会でこれを選任する。また、理事および監事は相互にこれを兼ねることができない。

2 会長および副会長は、理事のうちから評議員会でこれを選任する。

3 専務理事および常務理事は、理事のうちから会長がこれを委嘱する。

（職務）

第19条 会長は、この法人の業務を総理し、この法人を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときまたは欠けたときは、その職務を代行する。

3 専務理事は、会長の命を受けて会務を掌理する。

4 常務理事は、理事会の議決に基づき日常の事務に従事する。

第20条 理事は、理事会を組織し、この法人の業務を議決し、執行する。

第21条 監事は、民法第59条の職務を行う。

（役員任期）

第22条 この法人の役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠または増員により選任された役員任期は、前任者または現任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期満了後でも後任者が就任するまでは、なお、その職務を行う。

4 役員は、この法人としてふさわしくない行為があった場合、または特別の事情のある場合には、その任期中であっても評議員会の同意および理事会の議決により、これを解任することができる。

（役員給与）

第23条 常勤の役員は、有給とすることができる。

（評議員）

第24条 この法人には、評議員45名以上65名以内をおく。

2 評議員は、理事会で、別に定める役員および評議員選出内規に従いこれを選任し、会長が任命する。また、評議員は、理事または監事を兼ねることができない。

3 第22条の規定は、評議員に準用する。この場合において、第22条中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

第25条 評議員は、評議員会を組織し、この寄付行為に定める事項のほか、理事会の諮問に応じ、会長に対し、必要と認める事項について助言する。

(名誉会長、顧問、参与および幹事)

第26条 この法人には、名誉会長、顧問、参与および幹事をおくことができる。

2 名誉会長、顧問、参与および幹事は、理事会の推挙により会長が委嘱する。

3 名誉会長、顧問および参与は、会長の諮問に応ずる。

4 幹事は、会長が委嘱した職務にあたる。

(事務局および職員)

第27条 この法人には、事務を処理するため事務局を設け、事務局長その他の職員をおく。

2 事務局長その他の職員は、会長が任免する。

3 職員は、有給とする。

第 6 章 会 議

(招 集)

第28条 理事会は、毎年2回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求のあったときは、臨時理事会を招集しなければならない。

2 理事会の議長は、会長とする。

(定足数および議決)

第29条 理事会は、理事現在数の3分の2以上出席しなければ議事を開き議決することができない。ただし、当該議事について、あらかじめ、書面により意思を表示した者は、出席とみなす。

2 理事会の議事は、この寄付行為に別段の定めがある場合を除くほか、出席理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 会長は、やむを得ない事情により理事会を開催することができない場合において議決を必要とする事項、又は簡易な事項について、書面をもって賛否を求め、理事会の議決に代えることができる。

4 前項の規定に基づき処理した場合は、会長は次の理事会において、その旨を報告しなければならない。

(評 議 員 会)

第30条 次に掲げる事項については、理事会において、あらかじめ評議員会の意見を聞

き、その承認を得なければならない。

- 1 事業計画および収支予算についての事項
- 2 事業報告および収支決算についての事項
- 3 不動産の買入れ、基本財産の処分または担保提供についての事項
- 4 その他この法人の業務に関する重要事項で会長において必要と認めた事項

2 第28条第1項および第29条の規定は、評議員会に準用する。この場合において、第28条第1項および第29条中「理事会」および「理事」とあるのは、「評議員会」および「評議員」と読み替えるものとする。

3 評議員会の議長は、評議員中より互選する。

(議事録)

第31条 すべて会議には、議事録を作成し、議長および出席者の代表2名以上の署名な
つ印のうえ、これを保存する。

第7章 専門委員会

(専門委員会)

第32条 この法人には、業務遂行上特に専門的処理を必要とする場合に専門委員会を設
けることができる。

2 専門委員会の名称、事務および組織は、理事会の議決を経て会長が定める。

第8章 寄付行為の変更ならびに解散

(寄付行為の変更)

第33条 この寄付行為は、理事現在数および評議員現在数のおのおのの4分の3以上の
同意を得、かつ、大阪府教育委員会の認可を受けなければ変更することができない。

(解散)

第34条 この法人の解散は、理事現在数および評議員現在数のおのおのの4分の3以上
の同意を得、かつ、大阪府教育委員会の許可を受けなければならない。

(残余財産の処分)

第35条 この法人の解散にともなう残余財産は、理事全員の同意を得、かつ、大阪府教
育委員会の許可を受けて、大阪府または、この法人の目的に類似の目的を有する公益
法人に寄付するものとする。

(委任)

第36条 この寄付行為に定めるもののほか、この会の運営について必要な事項は、理事

会の議決を経て別に定める。

附 則

1. この寄付行為は、大阪府教育委員会の認可のあった昭和45年3月24日から施行する。
昭和47年4月27日 一部改正
この寄付行為の改正は、昭和47年7月3日から施行する。
昭和54年3月19日 一部改正
この寄付行為の改正は、昭和54年5月15日から施行する。
昭和57年5月26日 一部改正
この寄付行為の改正は、昭和57年6月22日から施行する。
2. この寄付行為は、大阪府教育委員会の認可のあった日から施行する。
3. この寄付行為は、大阪府教育委員会の認可のあった昭和62年6月24日から施行する。
平成元年6月2日 一部改正
この寄付行為の改正は、平成元年6月2日から施行する。
4. この寄付行為は、大阪府教育委員会の認可のあった平成3年7月4日から施行する。
5. この寄付行為は、大阪府教育委員会の認可のあった平成4年5月11日から施行する。
6. この寄付行為は、大阪府教育委員会の認可のあった平成4年6月23日から施行する。
7. この寄付行為は、大阪府教育委員会の認可のあった平成6年6月10日から施行する。
8. この寄付行為は、大阪府教育委員会の認可のあった平成10年6月10日から施行する。
9. この寄付行為は、大阪府教育委員会の認可のあった平成12年7月21日から施行する。
10. この寄付行為は、大阪府教育委員会の認可のあった平成15年4月1日から施行する。
11. この寄付行為は、大阪府教育委員会の認可のあった平成17年4月1日から施行する。
12. この寄付行為は、大阪府教育委員会の認可のあった平成21年12月25日から施行する。